

# 登別市立鷺別中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

平成30年3月31日改訂

令和 2年8月31日改訂

本方針は「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、登別市立鷺別中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう策定されたものであるが、平成30年2月文部科学が策定した改訂内容を参酌して、本校においてもこのたび改訂するものとする。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

【条例第3条】 条例では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定している。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意する。

- ① いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒に、いじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとする事により、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- ② 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

### (2) いじめの理解

#### ① いじめの定義【条例第2条】

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に 在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- (ア) いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し対応する。
- (イ) インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- (ウ) 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせ

てしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第 22 条及び条例第 23 条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

- (エ) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- (オ) 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

②いじめの内容 具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

③いじめの要因 いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- (ア) いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はど

の児童生徒にも生じ得る。

- (イ) いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (ウ) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- (エ) いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- (オ) いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### ④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

##### (ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### (イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るま

で被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

### (1) 学校及び学校の教職員の責務【条例第6条】

① 学校の責務…学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要がある

- (ア) 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- (イ) 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- (ウ) 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- (エ) 規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- (オ) 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- (カ) 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- (キ) 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

②教職員の責務 教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要がある。

- (ア) 教職員は、児童生徒理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりす

ることのないよう努める。

- (イ) 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。
- (ウ) 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- (エ) 職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- (オ) 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

## (2) 保護者の責務

### 【条例第7条】

家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有している。

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれる。

- ①保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- ②保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- ③保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- ④保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- ⑤保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- ⑥保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支える。

## (3) 地域の役割

【条例第8条】 道民及び事業者においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれる。

- ①道民及び事業者は、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。
- ②道民及び事業者は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に

取り組むことができる地域の体制を整える。

- ③道民及び事業者は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- ④道民及び事業者は、児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- ⑤道民及び事業者は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。
- ⑥道民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- ⑦道民及び事業者は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

### 3 いじめの早期発見・早期解決に向けた取組

#### (1) 児童の事態把握など児童理解の充実

- ① 道徳の時間を要とした日常的な道徳教育を充実させ、いじめをしない・させない・傍観しないといった学校風土を醸成する。
- ② 日常の登下校時間、授業時間、休み時間、給食時間、生徒会活動、部活動等における人間関係や会話内容、体の接触場面等、可能な限り教職員が児童を見守り一人一人の理解に努める。
- ③ 悩みアンケート（毎月末）、北海道教育委員会のいじめ調査（年2回）、教育相談週間（年2回）、学校生活に関するアンケート（年2回）、スクールカウンセラー来校相談、保護者からの相談、地域からの情報など、あらゆる機会を逃すことなく、早期発見・早期解決の手口とする。また、気になる児童においては適宜教育相談を行う。

#### (2) 情報の共有・教職員が一体となった指導体制の確立

- ① 本人にとっては些細な情報でも、少人数規模の教職員体制を生かし、朝の打ち合わせ、放課後の時間帯等を活用し、情報の共有に努める。
- ② アンケートや調査結果は迅速に教職員間で共有し、現状把握に努める。場合によっては緊急職員会議を実施し、具体的方策を協議する。なお、道教委いじめアンケート結果は保護者に公表する責務が伴う。
- ③ 定期職員会議において児童理解研修を位置付け、児童の人間関係や気になる言動について教職員間で情報を共有する。チームで役割分担して児童に接したほうがよい場合、それぞれの立場を理解した上で児童に接するよう努める。
- ④ いじめの手段が卑劣で悪質なものについては教育委員会及びスクールカウンセラーと相談し早期解決に向けた方策を考える。

### 4 いじめ問題に取り組むための組織

#### (1) いじめ防止対策委員会

- ① 構成…校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、S C

## ② 活動

- (ア) 未然防止のための年間活動計画の作成
- (イ) いじめに関する調査及び教育相談に関すること
- (ウ) いじめ認知を含む事案の対応に関すること
- (エ) いじめに関わる生徒理解に関すること
- (オ) いじめ防止基本方針の評価・改善に関すること

## ③ いじめ認知のフロー

- (ア) いじめ認知事例を参酌し、認知・非認知の協議（学年部会）
- (イ) いじめ防止対策委員会が主体となった認知・非認知の判定
- (ウ) 職員会議での報告（場合によっては再び学年部会で再協議→委員会で再判定）
- (エ) 登別市教育委員会への報告

## ④ いじめの認知についての考え方

- (ア) 定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したもの全てを認知件数として計上すること。
- (イ) アンケートで何らかの訴えがあった場合、いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下、直接「いじめ」という表現が用いられていなくとも、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要があること。
- (ウ) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことにはならない）についても遺漏なく認知件数に計上すること。
- (エ) 対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ慎重に確認すること。
- (オ) アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断すること。

## ⑤ 開催…月例会とし、重大事案発生時は緊急開催する。

## (2) 地域いじめ防止対策委員会

- ① いじめ防止を多角的な視点を持って実行的に行うため、「地域いじめ対策委員会」を設置する。
- ② 構成…校長、教頭、生徒指導主事、PTA正副会長、コミュニティ・スクール地域正副代表、  
他

## ③ 活動

- (ア) 未然防止のための年間活動の承認
- (イ) いじめに関する調査及び教育相談に関することの報告
- (ウ) いじめ認知を含む事案の対応に関することの協議
- (エ) いじめに関わる生徒理解に関することの協議
- (オ) いじめ防止基本方針の評価・改善に関することの協議

## ④ 開催…学校運営協議会と併せて行い、重大事案発生時は緊急開催する。

## (3) 生徒指導に係る情報交流（定例職員会議で実施）

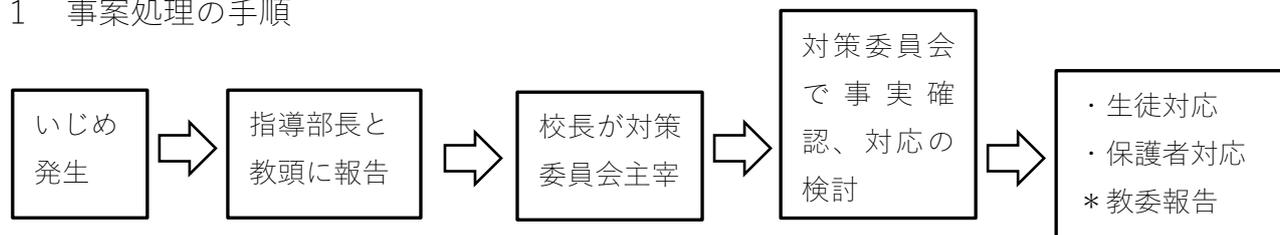
- (4) 重大事態が疑われる場合、速やかに市教育委員会に相談し、第3者委員会の設置指示を仰ぐ。

5 鷺別中学校いじめ未然防止プログラム

いじめ未然防止プログラム 活動のマトリクス 登別市立鷺別中学校					
		ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム	イ 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育（家庭や地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ（その他）道徳教育・人権教育・情モラル教育等との関連を図ったプログラム
① 居場所づくり	教師が主体	【A - ①多様な価値観に触れさせるための全教員による道徳授業】 「みんな違ってそれでよい」の考え方や風土を醸成するため、道徳授業を核として多様な価値観にふれさせる 【A - ②キャリアパスポートの実用的活用】	【D - ①学校経営の柱の視点を取り入れた生徒会総務・専門委員会・学級総務の活動計画】	【G - ①ほっと・アセスを活用した校内研修及び生徒理解】	【J - ①部活動集会】 部活動のねらいと望ましい人間関係について 【J - ②～チームいちばん星～命の授業】
② 絆づくり	生徒が主体	【B - ① 生徒会新入生歓迎式】 【B - ② 学校祭や体育祭の取組を通じた望ましい集団形成や絆づくり】 【B - ③ 卒業生を送る会】	【E - ①～生活向上週間～生徒会専門委員会】 【E - ②～ありがとうの木（森）～生徒会総務、学級総務】	【H - ①職業体験】 【H - ②保育実習】 【H - ③鷺別地区文化祭】 【H - ④鷺別地区子ども見守りたい】 【H - ⑤若草地区せわずき・せわやきたい】	【K - ①校区清掃】 【K - ②性教育講話（誕生学）】 【K - ③認知症サポーター養成講座】
③ 環境づくり	いずれかが主体	【C - ①旅行的行事の取組や活動を通じた望ましい集団形成】	【F - ①活動日の適切な設定による活動の保障】	【I - ①PTAや学校運営協議会との連携】	【L - ①登別市ケータイ・スマホアンケート結果から】 【L - ②NTTドコモ主催SNSスマホ教室】

## 【いじめ事案の処理】

### 1 事案処理の手順



### 2 対応に関する留意事項

- (1) いじめ情報入手後の対応を素早く組織的に行う。
- (2) いじめの実態を正確に把握する。
- (3) 具体的な対応の仕方などは、検討委員会で協議して決定する。
- (4) 生徒指導は複数の教員による指導を原則とし、事実をまとめ記録を整理する。
- (5) 被害生徒や保護者の対応は、きめ細やかで慎重に行う。(ハンドブック P11 参照)
- (6) 教育委員会や関係機関への報告・相談等は、校長が判断する。
- (7) 教育委員会や関係機関との報告・相談等は、教頭が行う。

### 3 対応後の留意事項

- (1) 被害生徒の心をケアするとともに、注意深く観察する。
- (2) 家庭との連絡を緊密に行い情報の共有を図る。

### 4 重大事態への対応

※別紙フロー図参照

### 5 検証と見直し

- (1) 年間計画にいじめ対策の取組評価を位置づける。

(2) アンケート結果を踏まえて検証する。

(3) 検証結果から取組み内容や取組み方法の見直しをする。

## 6 インターネットいじめの防止策

(1) 総合的な人間力を高める教育を推進する。

(2) 新入生保護者説明会で外部講師によるネットトラブルの説明会を行う。

(3) 全校生徒を対象に外部講師によるネットトラブルの学習会を行う。

(4) 家庭と連携する内容を学校で統一し、啓発資料や学級懇談会等で説明する。

(5) PTA 活動と連携した取組を進める。

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

○「いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集及び記録とその共有を図る。

○いじめの事実の確認を行い、結果を登別市教育委員会へ報告する。

## 重大事態の発生

○校長は、教育委員会に重大事態の発生を報告

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)

②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

## 学校を調査主体とした場合

教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

### ●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ①「地域いじめ対策委員会」を母体に専門家を加えた組織
- ②専門家や当該いじめ事案関係者と人間関係や利害関係のない第三者による組織

### ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

◇いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする

### ●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ◇適時・適切な方法で経過報告を行う。
- ◇関係者の個人情報に配慮する。
- ◇アンケート結果は、被害生徒やその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち調査対象の在校生や保護者に説明する。

### ●調査結果を教育委員会に報告

◇被害生徒又はその保護者が希望する場合は、被害生徒やその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

### ●調査結果を踏まえた必要な措置

## 教育委員会が調査主体となる場合

### ●教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力

6 いじめ認知の事例集（北海道教育委員会「いじめの積極的な認知に当たって」から一部抜粋）

【事例1】

- ・ 体育の時間にバスケットボールの試合を行ったが、球技が苦手であるA君はB君からミスを責められたり、みんなの前でばかにされたりしてとても嫌な気持ちだった。
- ・ しかし、B君と仲がよいC君が、「かわいそうだよ。」と助けてくれて、それ以来、B君から嫌なことはされていない。
- ・ その後、A君もだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、B君に昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

定義に照らしていじめとして認知

・ いじめの初期の段階やごく短期間のうちに解消した事案についてもいじめとして認知

- ・ A君とB君の関係は今後も留意

【事例2】

- 「A君がB君からいつもいじめられている。」と担任の先生に、C君が相談した。C君の証言は以下のとおり。
- ・ B君はA君に学校帰りにいつもかばんを持たせているなど、いろいろと命令している。
  - ・ 楽しく話しているときもあるが、B君が気に障ることがあると（自分（C君）はAが、たいしてひどいことは言っていないと思うのだが）「ふざけんな。」と言ってA君を蹴ったり、叩いたりする。A君はなんで自分だけやられるのかとC君に不満を漏らした。
  - ・ B君が「Aはむかつくから無視しよう」と言っていたことがある。
  - 後日、A君に確認すると、「B君は友達であり、いじめとは思っていない。先生は余計なことはしないで。」と言った。
  - 後日、B君に事情を確認すると、「A君のことが嫌い。よく腹が立つ。」と言い、C君が先生に伝えた内容を認めた。

定義に照らしていじめとして認知

・ 本人が否定しても、いじめとして判断できるものであるから、いじめとして認知

- ・ いじめの被害者は、いじめを受けていることを否定することがしばしばあるので、引き続きそのことに留意して対応する必要あり

【事例3】

●定期的なアンケート調査を実施したところ、A君がいじめを受けていると記載してきたが、一方、B君、C君、D君、E君がA君からいじめを受けていると記載してきた。概要は以下のとおり。

- ・A君は暴力傾向があり、言動が粗暴、体も大きくクラスで威圧的な存在であった。
- ・B君、C君、D君、E君はA君から使い走りのように扱われ、時に暴力を受けることもあった。
- ・この暴力については、A君も認めており、保護者に来校いただき指導するとともに被害者に謝罪も行っている。
- ・しかし、その後も暴力はふるわないものの、威圧的な態度が続いたため、嫌になってB君、C君、D君、E君がA君と距離をとっている状態であった。
- ・A君は無視されていると主張し、B君、C君、D君、E君はいまだに威圧をかけられたり、用事を頼まれたり一緒にいるのが怖いと言っている。



定義に照らしていじめとして認知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双方がいじめを主張しているため、「けんか」と判断する可能性が考えられるが、表面上の解釈ではなく、状況を総合的に把握する必要があり、A君の「B君、C君、D君、E君」に対するいじめとして認知</li> </ul>
-----------------	--



・A君に対しては、A君の主張も聞いた上で、以前指導したことが改善していない点を丁寧に指導すること

【事例4】

●保護者が自分の子供A君が学校でいじめを受けていると担任に相談してきた。概要は以下のとおり。

- ・具体的に誰からどのようなことをされているかの説明はなく、母親によると、学校から配られた「いじめのサインチェックシート」にある「学校のことを話したくない」「食欲がない」「表情が暗い」等、該当する項目がたくさんあり、いじめに違いないと思っているとの説明だった。
- ・A君は学校でリーダー的な存在であり、担任から見てもとても楽しそうに学校生活を送っている。担任は、すぐにA君と面談をすると「家で母親から塾へ行けとか、学校で何があったかとか、ゲームをするとか細かく言われ続けることで嫌になっている。本当は家に帰りたくない。」と言っていた。
- ・学校で嫌なことはあるかと聴くと「学校は楽しい。先生も友達も大好きだ。」と言っていた。
- ・後日、母親に「いじめは受けていないと思う。」と伝えると、「自分もいろいろ考えたが、家庭には問題がない。大切に育ててきている。学校が調べ切れていないだけで必ず嫌に思っていることがあるはずだ。いじめがあるものとして対応してくれ。」と求められた。



いじめとして認知しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例に示した情報からは現時点でいじめの事実が確認できないため、いじめとして認知しない</li> </ul>
-------------	---



・母親の心配をしっかりと受け止め、注意深く状況を把握し（その後、母親の訴えのとおりいじめが判明することもあり得る）、家庭との連絡を密にして対応する必要あり